

西脇市都市計画審議会の会議の記録

審議会等の名称	令和2年度第1回西脇市都市計画審議会
開催日時	令和2年8月6日(木) 午後3時00分～5時00分
開催場所	西脇市役所2階 特別会議室
出席委員の氏名又は人数	藤原 勇夫 齋藤 太紀雄 高瀬 洋 坂部 武美 岡崎 義樹 村井 正信 中川 正則 藤原 廣司 今中 多津子 増岡 亮 多田 勝利 吉田 良
欠席委員の氏名又は人数	高木 厚子
出席職員の職・氏名又は人数	市長 片山 象三 (幹事) 技監 黒坂 公晶 建設水道部長 田中 浩敬 (事務局) 都市計画課長 植木 敬介 都市計画課主査 松原 正佳
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	0人
議題又は協議事項	1 開会 2 市長あいさつ 3 委員紹介 4 会長選出 5 会長職務代理の指名 6 協議事項 (1) 西脇市市街化調整区域土地利用計画の改定(素案)について (2) 特別指定区域の指定(素案)について (3) 事前協議が必要な建築物の建築等手続きに関する条例(素案)について 7 報告事項

	(1) 新ごみ処理施設の整備について 8 その他 9 閉会
会議の記録（概要）	
発言者	
事務局	1 開会
市長	2 市長あいさつ  ○市長退席
事務局	3 委員紹介
事務局	○ 会議成立報告 事務局より、委員数13名中、本日の出席委員 数12名により、本日の会議が成立する旨を報告
	4 会長選出
	○ 会長選出 出席委員全員の賛同により、西脇商工会議所 会頭斎藤太紀雄氏が指名推薦で会長に就任
会長	○ 会長あいさつ
	5 会長職務代理の指名
会長	○ 会長職務代理の指名 高木委員を会長職務代理に指名
会長	○ 議事録署名人選出 岡崎委員、藤原廣司委員の2名を本日の議事 録署名人に指名
会長	○ 会議の公開・非公開確認 議事運営規則第7条第2項の規定により、同条 第1項への該当の有無について協議し、非公開内 容は無いことが審議会において確認され、本日の

事務局	<p>会議は公開することが決定された。</p> <p>○ 傍聴定員の決定 事務局より、本日の傍聴希望者はいない旨を報告</p> <p>6 協議事項</p> <p>(1) 西脇市市街化調整区域土地利用計画の改定（素案）について</p> <p>(2) 特別指定区域の指定（素案）について</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料1に基づき、事務局より内容説明</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別指定区域制度について、地区土地利用計画と西脇市土地利用計画の違いを確認したい。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西脇市全体に係ることは西脇市土地利用計画に該当し、地元のまちづくり協議会により、地区レベルの土地利用の方針等を定めるのが、地区土地利用計画である。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の富田町の件は、市全体の事か。</li> <li>・ また、他の地区でも要望が有ると思うが、なぜ富田地区だけなのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成20年4月に特別指定区域の指定を行い、制度運用開始から5年が経過した平成25年度末に制度活用等の意向調査を行い、平成27年度末に11地区14カ所の指定及び指定の変更を行った。 前回の見直しから概ね5年が経過したことや、上位計画である総合計画・都市計画マスタープランが改定されたことを踏まえ、昨年度に市街化調整区域内の各区長に、特別指定区域の見直しについてアンケートを行い、地元の意向を取りまとめ</li> </ul>

	<p>た。</p> <p>今年の6月に都市計画法等の改定によりハザードエリアの取扱いが厳格化されることとなったが、国や県の明確な方針が現在のところ示されていないことから、見直し作業を一時中断している。</p> <p>しかし、富田地区については、指定を急がれていることから、市の土地利用計画として見直しを行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の地区についても、国や県のハザードエリアの取扱い方針が明確になった時点で検討して行く。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全という観点を加味することは考えているか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全という観点を加味することも必要と考えているが、今回予定されている用途は事務所であり、道幅も概ね5mあり大きな支障はないと考えている。</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただいまの意見等に留意して、引き続き計画策定に向けて、検討を進めていただきたく思います。</li> </ul>
	<p>(3) 事前協議が必要な建築物の建築等手続きに関する条例（素案）について</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料2に基づき、事務局より内容説明</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明のあった内容について、委員の意見等を求める。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の事例について、この条例が仮にあった場合どうなるか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例（素案）第8条に建築主は、近隣関係者へ</li> </ul>

<p>委員</p>	<p>同意を得られるように努めることとしている。</p> <p>近隣関係者が理由なくただ反対する場合はやむを得ない場合に該当し、手続は進む。</p> <p>市の指導に従わないときは、罰を与えるようにしているの、これが抑止力になったと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和田町の事例のように、用途を変更した場合には対応しているのか。</li> <li>・ また、建築主がA業者からB業者に変更になった場合にも対応しているのか。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例（素案）第2条第4項に用途の変更も規定しており対応している。</li> <li>・ A業者からB業者に変更になれば、B業者が手続を行うことになり対応している。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区長の許可は必要か。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例（素案）第8条の近隣説明会を行えば、区長の許可は必要ではない。</li> <li>・ 建築確認においては西脇地区、野村町、高田井町及び上野は地元同意の手続を行っているが、それは、法定手続ではなく区長の同意がなくても建設可能である。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の「西脇市パチンコ店、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例」は、法律を上回っている。</li> <li>・ そもそも西脇市に、パチンコ店はこれ以上必要ない。</li> <li>・ 「事前協議が必要な建築物の建築等手続に関する条例（素案）」があっても、パチンコ店等は建築できる。</li> <li>・ 「西脇市パチンコ店、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例」の目的（市民の良好な生活環境の確保及び青少年の健全な育成に資すること）はどうなるのか。また、この条</li> </ul>

事務局	<p>例は今後どうするのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の「西脇市パチンコ店、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例」では、宝塚市の事例のように法律を上回る条例となり建築を止めることができない。</li> <li>・ 条例（素案）第5条に、地域と良好な関係を保つよう努めることと規定しており、これにより、抑止力となればと考えている。</li> <li>・ 現条例については廃止する予定だが、条例の目的について、この意見を聞いて考えさせていただく。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転売のとき、手続はどうなるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の転売については、把握できるが、建物の転売については把握できない。</li> <li>・ 手続に関しては、転売後の建築主が行うので問題ない。</li> </ul>
	<p>7 報告事項 (1) 新ごみ処理施設の整備について</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料3により、事務局より内容説明</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用水はどこから確保するのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下水から確保する予定である。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設予定地内の池の水を使うことはないのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その池は、施設整備の用地として考えており、埋め立てて造成する予定である。</li> </ul>

建設水道部長	8 その他  ○ 特になし  9 閉会  建設水道部長より閉会のあいさつ
--------	--